

# 平成 26 年度 第 2 回富山市障害者自立支援協議会（全体会） 会議録

日 時：平成 26 年 12 月 18 日（木） 10：00～11：25

場 所：富山市役所議会棟 8 階 第 3 委員会室

出席者：宮 田 伸 朗 会長、塚 田 彰 委員、本 田 万知子 委員、  
山 村 敏 博 委員、光 江 泰 子 委員、澤 田 和 秀 委員、  
堀 恵 一 委員、服 部 隆 則 委員、寺 田 秀 雄 委員、  
阿 部 美穂子 委員、松 井 浩 透 委員、井 澤 朋 子 委員

欠席者：野 尻 昭 一 委員、山 方 功 委員、窪 田 喜代嗣 委員、  
金 子 かつよ 委員、岩 本 由美子 委員

事務局：宮田 福祉保健部長、西川 福祉保健部次長、橘 福祉保健部次長、  
高畠 障害福祉課長、大下 保健予防課主幹、本郷 障害福祉課課長代理、  
桜井 障害福祉課副主幹、植野 障害福祉課企画係長、西 障害福祉課主査、  
野嶋 障害福祉課主任

市委託相談支援事業所：

和敬会生活支援センター、セーナー苑 We net、自立生活支援センター富山、  
富山市障害者福祉センター基幹相談支援室、ゆりの木の里、富山市恵光学園  
フィールドラベンダー

議 題：

- (1) 「第 3 次富山市障害者計画」及び「第 4 期富山市障害福祉計画」の策定について
- (2) その他

(会議資料)

1. 富山市障害者自立支援協議会委員名簿
2. 座席表
3. 富山市障害者自立支援協議会設置要綱
4. 議事関係資料

議事概要：

1. 開会
2. 議事

(事務局)

定刻となりましたので、ただ今から、平成 26 年度第 2 回富山市障害者自立支援協議会を開催いたします。

まず、議事に移る前に皆様に報告事項がございます。

野村委員が10月末日で退任され、11月1日付けで富山市民病院リハビリテーション科部長の塚田委員が就任されましたので、ご紹介いたします。塚田委員さんでございます。また、富山自治振興連絡協議会の役員変更に伴い、高井委員が11月末日で退任され、12月1日付けで山方委員が就任されましたが、本日は、ご都合により欠席されております。なお、本日は、他に野尻委員、窪田委員、金子委員、岩本委員が欠席されております。阿部委員、松井委員、は遅れるとのことでございます。

それでは、議事に移ります。議事の進行は設置要綱の規定によりまして、会長が議長となりますので、宮田会長よろしく願いいたします。

(会長)

あらためまして、おはようございます。年末にきて、大変な雪になってしまいました。今年も残りわずかになりました。今年度第2回目の富山市障害者自立支援協議会ということで開催させていただきました。やはり雪の影響でしょうか。欠席の方、遅れる方、私もぎりぎり飛び込んでまいりまして申し訳ありません。

本日は、前回10月の協議会で提示されました「第3次富山市障害者計画」及び「第4期富山市障害福祉計画」。ちょっと、ややこしいのですが、基本的な計画と障害福祉サービスに関する具体的な計画、それぞれ事務局のほうで取りまとめられ、たたき台を作成されましたので、それに基づきまして皆様のご意見をちょうだいできればと思っております。なお、この後第3回が来年年明けに予定されておりまして、それが最終になると思います。それに向けての様々な検討ということになろうかと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。大体1時間半くらいを目途に進めたいと思ひしておりますが、よろしくお願ひいたします。

それでは、この二つの案、既に送付されておりますが、念のため、ポイントを中心にしながら、この二つの計画の案について事務局のほうからご説明をいただきたいと思ひます。よろしくお願ひいたします。

(事務局)

「第3次富山市障害者計画」及び「第4期富山市障害者福祉計画」の策定について、資料に基づき説明。

(会長)

はい、ありがとうございました。今、最後におっしゃったところは福祉計画のほうの6ページとか、どこかそのあたりでしょうか。国の指針に即して策定ということで、22ページになりますか。具体的な数値は、国の指針があつてそれを受けて第3次の目標とした見込みこれはこれまでのものですね。ざっと荒い説明になりました。基本的な視点、計画の性格や期間など、福祉計画の数値目標の基本的な考え方がありました。両方あわせると300ページを越えますので、大変なのですが、どういたしましょうか。最初に説明のありました、まず全体的なと申しますか基本的な障害者基本法に基づく「第3次富山市障害者計画」、これは福祉だけではなくて様々な分野が入ってきております。生活環境や雇用、教育ですとか保健医療、さまざまに入ってきてきますので、トータルこの基本のところ、まず前半、皆様方のご意見をいただければと思ひます。既に前回の会議でもいくつか出ておりましたし、前年度の会議これまでの自立支援協議会の中でいろいろワーキンググループの調査あるいは活動を基にして、様々でございましたが、今あ

らためてこの計画という形になってきておりますので、どこからでもけっこうですが全体でかなりのページになります。特に計画の部分でしょうか。先ほど説明のありました 151 ページ、152 ページ以降のあたり、このあたりは基本的な方向性がいくつか出されておりますので。どの分野の委員さんでもけっこうですが。

(委員)

「第3次富山市障害者計画」を見せてもらったんですが、これの 35 ページに相談事業というのがあって各種相談員を見ると、今、精神保健福祉法の改正があって入院患者が退院して地域に移行というのがあり、私も、施設をやっていて相談を受けています。そこで各種相談員のところには身体とか知的相談員とありますけれど、家族会の相談員も入れていただいたほうがいいと思います。家族会員の親御さんとかが精神患者のご相談とか、その際に富山市の基幹相談室の方にいろいろと相談しており、私ら家族が相談したから初めて気付かれたんであって、そうでない場合は、いろいろと相談につないでもなかなか家族だけでとまってしまうことがあります。この相談支援事業が大変忙しくて、なかなか施設のほうでも相談に乗れない部分もありますので、その中で、家族の会の中で精神の方や、その家族の方、いろいろと細かい相談もできますので、私は家族の皆さんもいろいろな相談員としてネットワークを広げるためにも、皆さんを相談員として活かされる、働いていただいたほうがより相談事業が広く、気持ちが向いてくるんじゃないかと。精神のほうは、とかく家族からは不安ばかり出されて人の影に隠れてしまう家族が多くて、まったく人任せの方が多い、そういう方でもスキルのある方もおられて、市におかれましても考えていただければ、われわれ家族としても大変やりがいのある気持ちになります。

(会長)

ありがとうございます。身体障害者相談員、知的障害者相談員、それぞれ当事者あるいはそれに関係のある方たちが委嘱を受けて相談員になってらっしゃると思うんですけど、ここには精神障害に関する家族相談員が出てこないのではないかとご指摘ですが、何かありますでしょうか。

(事務局)

身体障害者相談員、知的障害者相談員、これは、法に基づいて委嘱しているものです。市といたしましては地域の身近な相談体制が非常に重要であると考えております。精神の相談員の方は法には基づいていないものですが、保健所のほうで、家族の方に対して研修をされまして相談員の養成をされまして、今から相談体制を動かそうとしておられることは伺っております。今いわれたことにつきましては、身体と知的の相談員にプラスして精神の家族の方の相談員も身近なところで相談できるということで、付け加えることについて検討させていただきたいと思います。

(会長)

この後ろのほうを見ますと、なんか出ているんですかね。計画のところに。

(事務局)

今ほどの 35 ページの相談員に関しては、保健所で担当しております。174 ページ中ほ

どには、精神障害者家族相談員等の充実という項目をあげさせていただいておまして、家族同士が安心して悩みを話したり、交流するために、富山市精神障害者家族会等連絡会が中心となり、家族等の支援に努めていきたいという記載をさせていただいております。

(会 長)

精神障害者の家族支援を充実させるために位置付けられているということですね。基本的な視点でしょうか。市民参加ということに関連してくると思うんですけど、やはり公的な相談支援体制と同時に市民サイドのいわゆるインフォーマルな相談支援体制といいでしょうか。

(委 員)

法的なことを言われると、家族会の相談員は法的に認められないということなんですけど、今は身近な問題を解決するほうが私らにとってはありがたい。

(会 長)

行政サイドと市民サイドといいますか、当事者も自助努力といいますか、ここの連携協同といいますか、それがあって初めて共生の地域社会が作れるということで、十分計画の中で盛り込んでいてありますので、どう具体化していくのかが今後の課題かと思います。ありがとうございます。大変、大事な指摘だと思います。このほか、ありますでしょうか。

(委 員)

計画そのものではないんですけど、難病に関する法律が来年の1月から改正になりますので、いろいろと名称がかわってまいりますので修正していただければと思います。2ページの2医療(4)ですが特定疾患という名称がなくなりまして、指定難病にかわってまいりますのでかえていただければと思います。152ページに130疾患と出ていますが、27年1月からは151疾患ですが、27年夏頃には300を越える疾患が指定難病になりますので、それも含めた形で記載していただければと思います。

(会 長)

国の制度改正で、どんどん進んでいるということで、それにあわせた記述にということですが、よろしいでしょうか。多分、今回あたりから本格的にこの難病が入ってきたんだろうと思いますが。あと発達障害とか。その他にありますでしょうか。

(委 員)

12月の初めに、障害者差別解消法に基づく条例が県のほうで通ったんですけど、そういうのはこの計画の背景にでも入ったらいのかと思ったのが一つと、208ページのところの道路の関係で歩道のことで、歩車道間の段差2センチ以下とあるんですけど、県のほうのバリアフリーの条例でそうなっているようなんですけど、実際には、歩道差がなくなったり狭くなったときに停止ブロックが置かれているような現状なので、ちょっと付け加えて必要に応じて点字ブロックを敷設するとか入れてもらえたらありがたいなあと思ったのですが、どんなものでしょう。

(会 長)

2点ありましたが、県の差別解消法推進条例を背景なんかで入れておくべきではということには、どうでしょうか。まず、先だつての議会で成立したばかりということですよ。

(事務局)

11月の議会で県の条例が成立したばかりで、国の大枠、差別、紛争の解決に向けて調整委員会を設置するとか、地域の相談員の方に第一次的に相談を受けてもらうとか、そういったことが定められておりますが、細かい運用につきましては、今後、28年4月1日施行に向けて規則で定めることになっておりまして、今の段階では、県の条例も障害者基本法あるいは差別解消法に即した内容のものになっております。具体的には、規則のほうで県独自の運用をされるということなので、28年の施行に向けて県独自の差別解消法以上の上乗せ、あるいは横出しの条例の中身が見えてきましたら、この計画の中にも盛り込むことも可能ですので、今の段階では、どのように盛り込むべきかも詳しくは分からない段階なので、あくまでこの計画には、障害者権利条約に即した内容になっておりますので、当然、今の県の条例にも即した内容になっていると認識しておりますので、特に県の条例について今回記載する予定はございません。

(会 長)

重々承知の上だということですね。もしかしたら、最初の計画策定にあたっての2ページとか3ページのあたりでしょうか。わが国の動向というところがありますので、この関連で触れられるかどうかですよ。県民福祉条例に始まって、いろんな条例や方針が出されておりますけれども、また、少し検討していただければ、どこか広域圏、保健福祉圏域ですかね。そういう話も出てきてますから、県との関係という点でおさえておけたらいいかもしれません。少し、検討していただければと思います。それから、車道と歩道の段差の関係、あるいはブロックの関係で具体的なご指摘がありましたけど、これについてはいかがでしょうか。

(事務局)

もう一度、〇〇委員さんが言われた趣旨をお願いします。

(委 員)

県のバリアフリー条例なんかを見ても段差が2センチ以下、以下というのは0でもいいということなんでしょうけど、今現在、歩車道間というのは2センチというのはなくして点字ブロックを停止ブロックですけど、ひくようなところが増えているもので、その2センチ以下にプラスして、必要に応じて停止ブロックをひくようにという形で書けないかなあと思ったんですが。

(事務局)

県の条例を確認させていただいた上で、追加について検討したいと思います。

(会 長)

バリアフリーといっても障害種別によって、それぞれ必要性が異なってくるのをどう

調整するかという問題でありますけど、また、確認をしていただければと思います。その他ありますでしょうか。

(委 員)

202 ページの就労継続支援事業の A 型のところですが、「既存の就労継続支援 (A 型) 事業所の就労移行支援の転換を促進します」とはどういうことなのか、説明していただきたいのと、あと地域移行に関するものとか、住宅の整備のこととか、予算の関係もあるんでしょけど具体的な数字、年間どれだけ整備していくとか、そういうのは単年度の計画なのかもしれませんが、そのへんのことにはここには出てこないもので。

(会 長)

2 点目は、数値目標が出ていないということですね。6 ヶ年計画とのことなので、そういったステップも含めてですね。では最初の就労支援 A 型から移行支援へ転換する、このへんの意味はどういうことかということですが。

(事務局)

今、就労継続支援 A 型が非常に増えてきておりまして、今後も増えていくのではないかと思っています。それに対して就労移行支援というのは、そうでもなく、いろいろと問題もありまして、たとえば移行させたはいいが、移行させた結果、利用者がいなくなったとか、非常に経営が難しいとうかがっております。しかしながら一般企業への就労移行については、就労移行支援というのが一番重要な事業だと市としては認識しております。例えば、今後、A 型の事業所がどんどん増えていくのであれば、市としては移行支援が少ないので、移行支援の事業をやっていただけないかというお願いというか、誘導をしたいという意味であげさせていただきました。あとは、具体的な事業所の数については、障害者計画あるいは障害福祉計画の中では特に明記してありません。障害福祉計画のほうでは、利用者数の見込みを記載する形となっております。今後、3 年間で利用者が何人になるのか、という見込みが障害福祉計画に記載しております。事業所数の見込みについては、特に今現在、記載はしていないものです。

(委 員)

単年度計画に盛り込んでいくということですか？

(委 員)

単年度計画といいますか、例えば、基本的には国の設置基準、人の配置基準に基づいて事業所を設置したいという要望があれば、市としては基準に合致していれば今の段階であれば認めていくという方向になります。ただ、就労継続支援 B 型と生活介護の事業所については、国のほうで県全体の計画の中におさまるよという制度がありますので、B 型と生活介護については県のほうに設置してもいいかがいをたてまして、県の許可が下りれば設置していくということになります。A 型については、特にそういうしぼりはありませんので、今の現状では、申請があつて基準が合致していれば市としては認めていくということです。

(委員)

A型から就労移行支援は、現実的に難しいと思います。A型の事業所というのは、収益をあげて何ぼの仕事をしているので、人を動かすための仕事をしているわけではないので、それが移行支援にうつっていくかというとはまったく別ではないかと思えます。仮にB型がそうであるのであれば、B型から訓練をして移行支援につながっていくのではないかと思えますが、移行支援を担うというのはちょっと意味が違うと思えます。もともとA型というのは、最低賃金を守って、その事業所で収益をあげて工賃に反映させているというものなので、通過型の事業所になるというのはちょっと意味が違うのではないかと思えます。

(会長)

委員の方で関連して発言できそうな方、どなたかいらっしゃいますか。

(委員)

うちは、A型はないんですけど、就労移行支援事業なんですけど、現実には、一般就労に出したわ、次が入ってこないわで定員20名のところ今は10名です。そのあとも2年とか、2年といっても限度があるので、どこかで終了という時期があって、職に就ける方、就けない方、B型にうつられる方、A方にうつられる方いろいろですけど、確実にそれがくるんです。それを見越して次、単独で就労移行だけでは成り立たないという見通しを持っているというのが現実です。

(会長)

前回も出ていましたね。

(委員)

今言われたA型ですけど、最低賃金、時間的には短時間であったり、問題が全然ないとは思ってないんですけど、一応、最低賃金補償もしているし、その地域生活を年金プラス個人のところで生活を補償していく点で、大変いい事業だとは思えます。就労移行の選択は、一般就労につなげるということができるだけの事業所側にとって、ただ就労移行だけ数だけ作るということではなくて、実質的に一般就労に移行できるような事業にしていくには、難しいのかなあという感じはあります。たくさん事業所があって、A型も1ヶ所ではなく、いくつかしながら、その中でノウハウを事業所自身の力でつけてやっていこうという事業所が出てこればいいんですけど、ここで言われる「転換を促進します」というのは無理がある気がします。

(委員)

この表現が誤解されやすいのだと思います。表現を変えればいいのだと思いますが。

(事務局)

市としましては、就労移行支援A型B型のバランスが非常に重要じゃないかと考えてますので、この表現だと誤解を招くのではというご指摘を踏まえて、表現を検討させていただきたいと思えます。

(委員)

県のほうでも、A型がどんどん増えていってるので、A型にどう対処するのか。A型の事業所が不安なところを、しっかり見極めていかななくてはいけない。これからどんどんA型を推奨することについては、県も検討していきたいと言っています。ところが工賃倍増計画というのを県がうたってるが、3万くらいで、A型なら8万から10万で、工賃倍増計画委員会を開いてもこれは全然会議にもならない。そこらへんを市としても、こんな書き方をされますと、これからは我々もA型に取り組んでいかななくてはと考えているので、そういう意味ではないのですか。

(会長)

いずれにしても、バランスという話が出ましたので、この201ページのところからの福祉的就労の支援について、現実を踏まえて見直しをしていただくことでいかがでしょうか。ここで文言をひとつひとつ言ってもきりがないと思うので、現実を踏まえ、さらに就労促進という方向で検討していただくようお願いしたいと思います。就労の問題は出ました。そのほかの問題では、いかがでしょうか。

(委員)

さっきの訂正というか、歩道差間の話で県の条例にも2センチ以下となってるんですよ。現実には2センチ以下といいながら、点字ブロックも停止ブロックも敷設していただいでるんで、そののところにちょっと書き加えられないかということなんです。

(会長)

それは、かなり一般化してきているのですか？

(委員)

ええ。必要などころにはというか、よく人が通るところには、市内のところにはけっこう段差がなくなって点字ブロックをひくということになってきています。

(会長)

補足がありました。よろしく願います。そのほか、いかがでしょうか？

(委員)

それといいですか。最近ヘルパー不足のことを言われて、同行援護もそうですけど、ホームヘルパーさんも不足しているという話がけっこう出てるのですが、人材確保の点ということで従業員の確保というところがあった気がするんですが、何かもう少し書き加えられるのいいのかなと思ったり。

(事務局)

計画の中には、サービスの充実を図る、整備に努めるということでは触れてるんですけど、人材確保という点での記載はないです。まずは養成研修につきましては、これは県が実施しておりまして養成研修をした中で同行援護にも参加していただきたいという要請はしていきたいと考えております。人材確保につきましては、介護報酬の問題になってしまうものですから、今、報道では、介護報酬が下がるけれども、人材確保の点で

は賃金についてはアップするという情報もありますので、市として賃金をあげる施策というのはできないことから、掲げれるとしたらどのようなものがあるかということです。

(会 長)

市町村レベルのどの計画でもあまり人材確保はうたわらないんですよね。国の指針に入っていないといいいますかね。県では一応入ってきますけれど。じゃあ市町村とどうからんでくるのかということは、この前、県の社会福祉審議会でも話題にはなったんですが、どこも深刻な子ども関係もそうですし、高齢もそうですし、障害もそうですし、専門職人材の現状すら見えてこない、一体富山県全体で何人いるのかははっきりしていない。ですから市町村でサービスを打ち出しても、その基盤となる人材をどうするかまで見えてこない。現状もよく分からない。ただ会議になると在宅でヘルパーがいないんですとかいう話はどんどん出てくるんですね。どこかで何か相談員さんの人数は出てきましたけど、難しいんですかね、現状だけでも把握できればと思うんですけど、養成研修は県という役割分担にはなっていますが、広域サービス、人材育成その辺は県ということになってはいますが。

(事務局)

人材確保につきましては、触れておりません。今ほど、会長がおっしゃったとおりでございますので、多少、抽象論にはなりますけれども、例えば県内、関係機関と連携を取りながら人材確保に努めていくという項目をどこかの形に入れられるかどうかを含めまして検討させていただきたいと思います。

(会 長)

ありがとうございます。あらゆる人材が不足していると思います。介護系、ソーシャルワーカー系、リハの関係の OT、PT とか、あるいはサイコロジストの臨床心理のほうはどうなのか気になるころではあります。はい、そのほかありますでしょうか。

なければ、いったん区切って、今度、具体的な計画のほうである障害福祉計画、いわゆる総合支援法に基づく 3 年計画、こちらのほうにうつっていきたいと思います。こちらは具体的な数値をあげて出てきておりますが、いわゆる見込み、必要とされる見込みの量、あるいは数値目標といった形のものも出てきております。先ほど言いました、実績と見込み量も出てきており、そのサービスの項目に従って数値目標が出されております。これらの計画ということで何かご提案等、その他ありましたらお願いします。後ろのほうにある 4 部、5 部、6 部のあたりでしょうか。その前、3 部もありますね。具体的な記述も出てきますが。〇〇先生、途中からで恐縮ですが、児童関係で何か。

(委 員)

ひとつ確認したいと思ったのが、障害者計画の 196 ページの中断あたりの (5) 放課後子どもプラン推進事業の拡充ということで、放課後等に子どもが安心して活動できる場の確保のため、放課後子ども教室や放課後児童クラブを実施しており、これら事業に障害のある児童も受け入れるよう促していきますということに関して、何か具体的な方策が、どういう形で述べられているのかなあとと思ひまして。放課後等デイサービスに関しては記載があったんですけど、やっぱり地域の子どものたちの活動の場に障害のある子どもたちが入れる。ここには、精神的にとてもいい方針が述べられているので、これは

どういふうに具体化されるのか、福祉計画では出てこないの。

(事務局)

障害福祉計画のほうは、障害福祉サービスについての見込み量で、放課後等は、児童クラブや健全育成の面で計画ではなく、一応、こちらは市の施策としてやっていきたいことを述べているものです。

(委員)

具体的には、どのようにしていくのですか。

(事務局)

具体的には、身近な地域の児童クラブとかに受け入れてもらえなかったという苦情とかがこちらにもありますし、受け入れてほしいという要望もあります。そのような方については、事前にまず近くの児童クラブに行って、自分の子どもの障害の特性なりを十分指導員の方に説明された上で、児童クラブのほうに受け入れ可能であれば、受け入れていただくというスタンスでお願いしているんですけども、全てのかたがなかなか児童クラブとかに健常児の中にはいって過ごすのは難しいと、それをクリアする方策がどのようなものがあるのか今現在、具体的には分かりませんが、今後6年間を見据えて、いろんな障害のある子どもたちも通常の児童クラブに通えるよう検討していきたいという意味もこめて、ここに記載してあるんですけど、具体的な施策と言われますと、ちょっとお答えできません。

(会長)

多分〇〇先生もご存知かと思えますけれど、子ども・子育てのほうで放課後児童の施策が出てきますよね。時間延長ですとか、6年生まで範囲の拡大とか、出てきますが、それと同時に指導員の研修とかのこともあったかと思えます。たとえばその中で、発達障害に対する理解、あるいは指導法などについてのプログラムを含めていく方向がまず第一歩かなあということを思っておりますが。

(委員)

環境的にもすごく狭いところに皆さんおられて、一人あたりの面積はどれだけ？と思うようなものだったり、わーって遊んでいるそばで宿題してるとか、実際に指導員さんに受け入れ可能かと単刀直入に言われても無理だと思います。もちろん指導員の研修も重要ですけど、どんなに研修なさっても環境そのものが受け入れられないものについては、いくら指導員さんの気持ち一つでみたいな持っていくかたをされても。なので、まず環境を作ることも大事で、両輪ですよ。ソフトの部分をつくらせても、ハードの部分で不可能があれば、結局、それを乗り越えられなければ利用できないことになる。特に兄弟さんいらっしゃるお兄ちゃんはいいいけど、弟さんはだめとか、それはちょっと地域サービスとしてはどうかと。やっぱりソフト、ハード両面からの支援が必要だなと思います。

(事務局)

ご指摘のとおりだと思っております。富山市全体の施策としましては、この方向で持

っていききたいというふうに考えております。ただ、今おっしゃっていただきましたように富山市の場合は、放課後児童健全育成、地域児童健全育成、放課後ニート、この3つの体制で進めているという経緯もございます。その中で、地域にお願いしているもの、NPOなり各社会福祉法人にお願いしているもの、さらには小規模のものもあり、どこでどのような形、面積要件だとか指導員の研修体制も含めまして、どのような形で可能かということ、一方の子ども子育て支援費制度の中とこちらの計画と整合性を取りながら、明日からすぐ27年度からというお約束はできませんが、少し長いスパンできちんと、こういう施策で進めてまいりたいと思っております。

(会 長)

はい、ありがとうございます。そのほか、いいですか。

(委 員)

今の福祉計画の49ページ、50ページで入所支援というのがありますが、実質的には入所者が多いというところにあるんでしょうけど、今度の計画では、26人減少したのを見込まれてますけど実際この知的障害者の高齢化、それから保護者が高齢化してきているため、なかなか家庭で療育できないという理由で、本来はGHで受入れがあればいいんでしょうけど、なかなかGHの受入れの量が少ないもんですから、やはり施設を希望されているということの兼ね合いもあって、一連に施設入所から出すというのは保護者も障害特性からGHが不安だと施設のほうが手厚い支援をしてもらえると、やはりそういった気持ちが強いわけです。施設の定員というのを見ますと、入所は空きの状況があることを見るとやはりGHではなく施設入所のほうが先行しているのではないかという気はするんです。GHの新築とか、施設の建設、増設というのはなかなか思うようには進んではいないのが原状だろうと思しますので、そこらあたりの兼ね合いとかどうなんでしょうか。

(会 長)

そのへんのところ、いかがでしょうか。GH、CH、それと入所施設の減少といいますか、縮小といいますか、このへんの兼ね合い、一方で、高齢化が進む、親の問題もあることなどでした。GHは居住系サービスに入り地域生活のほうの位置づけになっていきますので、簡単に置き換えていけるかどうかということになるろうかと思えます。

(委 員)

〇〇さんのところでは、状況はいかがでしょう。

(委 員)

この表では、定員と現在の数の差がありますが、〇〇の場合は、県内のほかの市町村からの入所もありますので、数字的にはうまっているということになります。まだ、現に入所希望の方も出てきますので、それなりの状況を聞いてみますと、やはり入所という方なので、簡単に削減というのが今の時点では、出せないかなあと。長いスパンで見れば10年後とかであれば少しは減になるとは思いますが、それと高齢化の問題ですけれども、入所施設に入ると介護保険免除になるんですよ。その関係もあって入所しながら介護の施設への順番はつけません。いったん入院したり、入院して、その後、施設の

生活が難しいと判断されて初めて介護認定が受けれるというシステムですので、高齢の方が入所のところで、たくさんおられますが、もうそろそろ介護のほうがその方の生活環境にとっていいかなあという部分があるんですが、ただ介護度から言うと知的のところは軽く判定されてまして、区分が見直されたように、単純に介護で特養なりに介護度が3以上にならないと入れない現実があると、70歳、80歳を超えて高齢者であっても介護の施設にはすぐにはいけないという現実があるんです。なので、そのへんについては動きを見ながら、それと高齢のほうにいくと障害のところより自己負担が大きく、経済的な問題もからんできますので難しいです。

(会 長)

この入所者数は富山市からの入所者ということですか。

(委 員)

他の県下の領域、近辺で何人かはおられます。なので、そこの人数だけで、余裕がいっぱいあってというわけではないです。

(会 長)

この前も出ましたが、高齢化に伴って、いわゆる施設にどんどん言葉は悪いですが滞留化現象が起きているんだと。児童施設で滞留化と言っていました。成人の施設で滞留化、たまってくるというのは。

(委 員)

確かに入所で何十年もおられた方を、在宅でとなると親も高齢で難しいと思います。

(委 員)

この子が施設じゃなしにGHや地域移行ですよという施設入所者というのは、あまりいないんでしょ、今の新体系になってからは。

(委 員)

新体系にうつったときに、GHが施設整備されて地域生活できそうな方はうつられております。あとは、やはり高齢であったり、重度でご夫婦では難しかったり。

(委 員)

本来なら、CHやGHで受け入れて地域移行という考え方でしょうけど、実際はGHでの地域移行は、簡単にはいかないんじゃないかと思ってますけど。

(委 員)

GHやCHに高齢の方、何人もうつったんですけど病気の関係とか、いろんな問題があって、また入所に戻られた方もおられます。ただ、そのまま支えていくには、ちょっと、いろんな問題があって。

(委 員)

保護者の方と話しますと、もう歳だと、うちの子はGHというのはちょっと難しい気

がするから施設のほうがいいんじゃないかと言う方がけっこうおられるんですね。今は何とか保護者で支えてやっていきたいと言ってるんですけども、そういった子を安心して支えていける体制があればいいですけど、ただ保護者にはやっぱり GH には頼られないという思いを持ってらっしゃる方もけっこうおられますので、施設を希望せざるを得ないという潜在的なものがあるような気がします。

(会 長)

今、国の指針と現実とのギャップが悩ましいところで、もう 1 回見直す必要があることも含めてですが。国の基本指針というのは、絶対、逸脱してはならないというものなのででしょうか。最初的时候も議論になりましたけど。

(事務局)

それを基準として、随分、昔から施設から地域へと叫ばれておりまして、ただ、どうしても委員が言われましたとおり、施設入所せざるを得ない状況の人は現実にはたくさんおられますので、地域移行といってもなかなかできない方がたくさんおられます。ただ、障害者自立支援法になった際に、本来、地域移行できる方が施設入所しているのではないかという考えをもとに、おそらく何パーセントかはいるのではというので、国が指針を打ち出した。今回も 4% という数字は、4% いるんじゃないかというのが国の考え方です。市としては、国の指針に従わざるを得ないですから、4% を無理やりあげただけで、ただ、現実にならぬかとは分かりません。4% 削減するということは、地域移行となりますと GH とかの受け皿の問題になりますので、市としては総合計画で GH の整備はうたっておりまして、社会福祉法人等が GH を作りたいという申し出があれば積極的に支援していきたいと考えております。

(委 員)

今の話で、地域に戻すのは 4% で、言われていますように重度化した方を再度戻せる場所を確保していかないと、出す一方ではどうしようもない。社会福祉法人の段階でも、厚生労働省にそこをどうするかということ投げかけてますが、例えば、身障療護の団体ではどんどん地域移行だと言って施設の定員を減らしてきている。結局 GH を出てしばらくは、そこで生活できるんですが、重度化したときに、今おっしゃったとおり 60 歳超えたときに特養は入れない、じゃあ施設に戻ろうかと思っても対応できない、定員いっぱい入れない、こういうような状況が他県でも出てきてるんで、そういうことにならないように出す部分は積極的に施設の中でやればいいし、だからといって支援施設を減らしていくというやり方では戻る人も戻れない、そこは入所施設の役目として、重度化してるとか障害の特殊性とかを考えて、そういう人たちの受け皿になる支援施設だという定義づけの中で、しっかりやらしてもらえれば、われわれは事業をしっかり継続していけるのかなと。

(会 長)

まあ、50 年、60 年前にデンマークやスウェーデンから始まったノーマライゼーションの考え方なんですが、多分、当時、施設で一生暮らすというのは人権上いかなものかということから始まったのですが、当時の事情と今現在の医療で重度化したり、高齢化したり、長寿化したり、違ってきている要素があるのかなあと聞いておりましたけれ

ど、今後、入所施設がそれなりの役割をしっかりと果たすべきひとつの資源であるべきではないかと含めて理解した上で、まあ、より理想に向かって折り合いをつけてくかということがこの計画だろうと思いますが、杓子定規に数値目標をどうこうということには絶対、現実的にはならないと思うので、そこのへんあたりは基本的な理念なり方針で汲み取って、それをバックボーンにしながら個別的に取り組んでいくしかないのかなあと、最後は一人一人という問題になりますので、個別化といいますか、一人一人が納得のできる生活がどのようにできるのかということも行政も、事業者も取り組んでいくという姿勢の確認は必要なのだろうと思います。そういうものをこめた上で、計画はまとめるという形になってくと思います。今日いろいろ出ましたけど、また最終的にどのへんにどう表現できるのか、事務局のほうで少しご検討いただいとということだと思いますが、いかがでしょうか。そのほか、ありますでしょうか。あるいは全体に戻ってでもけっこうですが。第3次計画、それから福祉計画含めて何かありましたら。あるいは市のほうで、もうちょっとここらへん議論していたほうがいいんじゃないかとか。よろしいですか。

(委員)

先ほど、〇〇委員のほうから出てたんですけど、発達障害というのは、ついこの前までほとんどどこにいたのかって感じなのと、もうひとつ高次脳機能障害も同じお立場だと思うんです。やっと、最近になって認知されてきて、これから明らかに6年後には大きな問題となっていて、私たちの目の前に見えてくると思うので、発達障害だけではなくて、高次脳機能障害の方たちの数は全然、現在は分かっていないんだと思うんです。特別児童扶養手当の審査をやってみて、ここ1年くらいで非常に発達障害でも、IQが高い、従来ならば対象にならないんだけど、明らかに発達障害で手当をほしいという人が増えたんです。要するに、家庭でもこういうことなんだと認知されてきたんだと思っておりますので、この6年間の中で、こういう人たちの実態とか現状とか、高次脳機能障害の方たちに、少しでもスポットを当てていければいいのかと。

(会長)

基本計画の中では触れてはありますよね。手当の問題出ましたけど、保育の場でも保育所、幼稚園、それから子ども園になった場合、どうなるのかといったことを含めてですが。大人の問題、実は大学でもあるんですよ。早期発見、早期療育、そして教育とか就労とかいろんな場面でトータルで考えてかなくちゃいけない問題かと思いますが。

(事務局)

計画の176ページのほうに、発達障害あるいは、高次脳機能障害の関係が出ております。今、委員がおっしゃったように数値の把握がまず必要かと思っておりますので、可能な限り潜在的にどのような形かも含めまして、我々も勉強あるいは研究させていただきたいと思っております。表現の仕方とすれば、このような表現の形になるのかなあと考えておりますので、ご了解いただきたいと思います。

(会長)

手当の申請がどんどん出てきたということであれば、数値の把握もできつつあるということにつながってくると思いますね。特に手帳なんかは、ないわけですよ。精神保

健福祉手帳の対象になってくるんですね。高次脳機能障害も入ってるんですね。児童の場合は、取る人は少ないんですね。精神の手帳自体あまり取らないですね。行政としてニーズが増えてくると思うので、今のお答えありがとうございます。そろそろ11時半が近づいてきておりますが、何かその他でありますでしょうか。あるいは、せっかくワーキングの方、何かあれば、お一人、お二人、それぞれの観点から、ご感想なり何なりあればいかがいすけど。よろしいですか。それでは、あとは今日の議題は、一つだけですので、あとはその他のほうにうつってよろしいでしょうか。その他で何か連絡事項がありましたら、お願いします。

#### (事務局)

今後のスケジュールについてご説明いたします。本日、ご協議いただいた内容を踏まえ、計画の案を修正し、1月中にパブリックコメントを実施いたします。

そのパブリックコメントの意見を参考にして、最終的な計画(案)を作成し、次回の協議会で皆様にご協議いただく予定としております。

なお、次回の協議会(全体会)は、2月24日(火)午前10時からを予定しております。近くになりましたらご案内させていただきますのでよろしくお願いいたします。なお、本日、この協議会后、委員の皆様におかれまして、ご意見等ございましたら随時、いかがいたと思いますので、寄せていただければと思います。よろしくお願いいたします。

#### (会長)

はい、来年の日程が出されましたので、春の声が訪れる頃になるかもしれませんが、あるいは、その前に寒波がくるかもしれないのですが、また、日程の調整のほうをよろしくお願いしたいと思います。これから3ヵ年、6ヵ年の長期にわたる計画ということでありますので、持ち帰っていただいて、それぞれのところでご意見があれば事務局のほうにお伝えいただければ、あるいは、パブリックコメントも含めまして、みんなで作り上げる計画ということでいければと思っています。いつもよりは早いのですが、本日の議事がすべて終了しましたので、閉会とさせていただきます。本日は、ありがとうございました。